

環政評発第2101123号

環自野発第2101123号

令和3年1月12日

環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”に係る
重要種分布情報の提供について（規定）

環境省 大臣官房環境影響評価課長
自然環境局野生生物課長

環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”に係る重要種分布情報の提供に関する手続きについて、次のとおり定める。

1. 定義

本規定において、重要種分布情報とは、次に掲げる動植物の生息・生育情報等のうち、公にすることにより盗掘等の違法又は不当な行為を誘引し、当該動植物の保全等に支障を及ぼすおそれがあるものとする。

- ①文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に基づく天然記念物及び同条第2項に基づく特別天然記念物に指定されている種
- ②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に基づく国内希少野生動植物種に指定されている種
- ③環境省レッドリストにおいて、絶滅危惧種（VU以上）に選定されている種
- ④地方公共団体が定める条例及びレッドリストにおいて、希少な動植物として指定又は選定されている種（当概条例又はレッドリストが適用される区域に限る）
- ⑤その他、重要な動植物として認められるもの

2. 重要種分布情報の提供を受ける者

風力発電、地熱発電その他の環境影響評価の対象となる事業を実施しようとする者とする。

3. 提供する情報

重要種分布情報の提供を受ける者の事業実施想定区域に関する以下の情報とする。

- (1) 環境アセスメント環境基礎情報整備モデル事業（平成 24 年度～平成 28 年度）において得られた重要種分布情報
- (2) 風力発電施設立地検討のためのセンシティブティマップ作成に係る検討調査委託業務（平成 28 年度～平成 29 年度）において得られた重要種分布情報
- (3) 洋上風力発電施設立地検討のためのセンシティブティマップ作成等委託業務（平成 30 年度～令和元年度）において得られた重要種分布情報

4. 重要種分布情報の利用に係る申請

- (1) 重要種分布情報を利用しようとする者は、重要種分布情報利用申請書（別添）に、次の資料を添付して環境省に提出しなければならない。
 - ① 事業の種類、事業実施想定区域その他の事業の概要を記載した書類（以下、「事業計画概要書」という。）
 - ② 環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の実施方法及び管理体制を示した書類

5. 重要種分布情報の提供の方法

- (1) 環境省は、申請が次の各号に適合しているか確認する。
 - ① 利用申請の対象とされた重要種分布情報が、事業計画概要書における事業の検討に資するものであること
 - ② 環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報管理体制が講じられていること
- (2) 環境省は、申請者に対して、速やかに、前項の確認結果を通知する。
- (3) 前項に基づき申請が確認された者（以下「情報利用者」という。）は、環境省本省において、申請に係る重要種分布情報を閲覧することができる。
- (4) 環境省は、情報利用者の求めに応じて、申請に係る重要種分布情報を電子媒体で提供する。

6. 情報の管理

- (1) 情報利用者は、提供された重要種分布情報を当該地区に係る環境影響評価以外の目的に利用してはならない。
- (2) 情報利用者は、提供された重要種分布情報を、環境省の許可なく第三者に提供してはならない。
- (3) 情報利用者は、重要種分布情報が外部へ漏洩しないよう適切な措置を講じなければ

ならない。

- (4) 情報利用者は、環境省の求めに応じ、重要種分布情報の管理の状況に関して環境省に報告しなければならない。

7. 違反した場合

環境省は、6.(1) から (4) までの規定に違反した者があった場合は、その者の所属及び氏名並びに違反内容を公表するとともに、地方公共団体の関係部局へ通知することとする。

8. 施行日

本規定は、令和3年1月12日から施行する。